

# 進路指導部通信

県立高等特別支援学校  
進路指導部  
2018.12.21 NO. 7



## 有意義な冬季休業にするために

学校がある時は早寝早起きをしているのに休みの日は夜更かしや、朝寝坊をしませんか。学校がある時のように冬季休業中でも、基本的な生活リズムは崩さないようにしましょう。だらだらとした生活を送っているのは体調も崩しやすいです！規則正しい生活を送り、ルールを守り、過ごし方に気をつけて有意義に過ごして欲しいです。また、携帯・スマホなど

での、メールや通話、SNS(LINE その他)のトラブルが非常に増えています。正しく使うととても便利なものですが、使い方に気を付けないと友だちに嫌な思いをさせたり、詐欺、個人情報流出、性犯罪等に巻き込まれてしまうことがあります。「今は大丈夫」と思っている社会人になってからトラブルにあうこともあります。言葉の選び方、発言の内容、個人情報の取り扱い等に気を付け、家庭で決められたルールをしっかりと守り、何か「おかしいな」と思うことがあればすぐに保護者に相談するようにしましょう。

冬季休業明けから文化祭の練習が本格的に始まりますが、3年生の中にはこの忙しい時期にも結合実習に臨む生徒がいます。文化祭の直前まで実習に行き、文化祭までの数日で全体の流れを把握して、本番に参加することになります。

文化祭後には、2月4日(月)～15日(金)まで内定実習が予定されています。することが多くなると焦ってしまいがちですが、心を落ち着けてすべきことを一つずつきっちりと行ってほしいです。



## 進路相談(二者懇談・四者懇談)について

1年生は3月に、2年生は2月に、進路指導部との進路相談を予定しています。

1年生は本人と進路指導部教員との二者面談を行い、主に学校生活や現場実習について話を聞きます。学校生活をふり返り、次の4項目がどこまでできているか確認しておきましょう。

観点	内容	○×
①働く意欲	働きたいという気持がある	
②健康	心身共に健康である	
③生活の安定	欠席・遅刻・早退がなく、授業に参加できている	
④社会性	あいさつができる、人で態度を変えない、素直に人の話を聞く、決まりを守る、など	

2年生は本人と保護者・担任・進路指導部教員との四者懇談を行います。学校生活や現場実習について話を聞く他、今後の進路希望について確認します。まだはっきりと進路希望が決まっていないということもあるでしょう。しかし、保護者と本人、お互いの思いにずれが生じないように冬季休業中に進路について話し合っておいてください。そして、自分自身と向き合う機会となるよう、良いところばかりではなく自分の苦手とするところをしっかりと理解し、自分の言葉で伝えることができるようにしておきましょう。2年生の保護者宛にすでに「進路相談実施にあたり」を配布しています。保護者と一緒に生徒自身がしっかり目を通して主体的に自分の進路について考えておきましょう。



～～(2年生保護者宛プリント「進路相談実施にあたり」より一部抜粋)～～

本校生徒の進路先は、主に(1)企業就労 (2)福祉就労 (3)進学(職業訓練校)の3つに分類されます

(1)の場合、一般企業、特例子会社に分類されます。特例子会社が増える傾向にあります。

(2)の場合はいろんな形態がありますが本校卒業生の場合は、就労継続A型、就労継続B型、就労移行支援、自立訓練(生活)が主です。

就労継続A型の例としては現場実習や特別実習でもお世話になっている、あじさい・エフピコ愛バック等があります。最低賃金(871円)以上・フルタイム(6時間以上)就業(割合としましては短時

間就労が多いです)であり、企業就労に近い形態です。**就労継続B型**は就労移行に向かう前のステップとして利用されるところです。ただし、卒業後すぐの利用(直B<ちよび>と呼んでいます)は原則できないことになっています。利用にあたっては就労移行支援事業所等での「アセスメント実習」が必要となります。**就労移行支援**は就職に向けて訓練をするところです。ほぼ各市町ごとにあります。利用期限が2年以内となっています。**自立訓練(生活)**は就労継続A型・就労継続B型・就労移行支援が「生活面の安定」を前提としているのに対し「生活面を整える」ことを目標としています。利用期限2年です。

(3)の場合、兵庫県に訓練校は3校あります。まず、伊丹市の「国立県営兵庫障害者職業能力開発校」と神戸市西区の「兵庫県立障害者高等技術専門学院」です。この2校の「総合実務科」では、販売・清掃・介護などの仕事の訓練を通じて働く力を育てていきます。そして3校目は「高等技術専門学院」から訓練の委託を受けている西宮市の「阪神友愛食品株式会社能力開発センター(原則として阪神7市1町(尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市と猪名川町)在住の人が対象)」です。ここは、食品の流通、配送関連作業の実務を通じて職業技術の習得を目指しています。3校共に訓練期間は1年です。ほとんどの訓練生が手当てを受給しながら学んでいます。

(1)の方に目が向きがちになるかもしれませんが「自分の現状」を自分自身で見つめ、人にも聞き、「自分にあった進路」を選ぶ必要があります。(1)を希望するなら① 働く意欲がある② 健康である③ 生活が安定している④ 社会性があることがある程度備わっていることが必要です。1つでも欠けると企業で働くことは難しいといえます。

**冬季休業中に自分の進路についてしっかり考えておきましょう!**

## 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。  (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。  (利用期間:制限なし)
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

出典：厚生労働省

### 就労移行支援、就労継続支援A型・B型の違い

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
目的	就職するために必要なスキルを身につける	働く場	
対象者	一般企業への就職することを希望する方	現時点で一般企業への就職が不安、あるいは困難な方	
雇用契約	なし	あり	なし
工賃(賃金)	基本なし (一部事業所では場合によりあり)	あり	
平均月収	なし	70,720円※1	15,295円※1
年齢制限	65歳未満		なし
利用期間	原則2年間以内	定めなし	

※1 出典：厚生労働省 障害者の就労移行支援対策の状況

出典：<https://works.litalico.jp> LITALICO ワークス

\*平均月収は地域や事業所によって異なります。

\*就労継続支援A型では最低賃金が保証されています。(短時間就労が割合的に多いです。)